

別表1

補助対象事業	事業内容・条件	申請者	補助対象額	補助金額の算定方法
共通	この要綱でいう森林とは、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林のことをいう。			
(1) 森林調査	<p>ア 札幌市が経営管理実施権配分計画を定めた森林において、事業計画の検討及び森林調査簿更新のための調査ほか必要な現地調査及び事務処理。 なお、上記の森林と一体的に整備を行う等のため、経営管理実施権配分計画を定めていない市内の森林区域とあわせて調査することも認める。</p> <p>イ 原則、経営管理実施権配分計画ごとに1回までとする。ただし、以下の(ア)又は(イ)の場合はその限りではない。</p> <p>(ア) 区域を分割して実施する場合</p> <p>(イ) 事業計画書(経営の目標や方針、ロードマップ等を定める長期計画等)の更新のために実施する場合。ただし、経営管理実施権配分計画内で事業計画書の更新時期が定められている場合に限る。</p>	○ 札幌市が経営管理実施権を設定した者	現地調査及び事務処理に係る費用	<p>以下の(ア)又は(イ)とする。</p> <p>(ア) 札幌市が森林の概況調査を実施していない森林(天然林等):32,000円/ha</p> <p>(イ) 札幌市が森林の概況調査を既に行っている森林(人工林等):16,000円/ha</p>
(2) 間伐	<p>ア 札幌市内の森林において実施する間伐</p> <p>イ 1施工地(原則として接続する区域)の間伐実施面積は1ヘクタール以上</p> <p>ウ 1件の交付申請で実施する間伐による搬出材積の平均が、1ヘクタール当たりの搬出材積は5m³以上</p> <p>エ 別に定める場合を除き、伐採率は立木本数の10%以上20%未満で、材積率の上限は25%</p> <p>オ 林齢が11年生以上</p> <p>カ 過去5年以内に、同一施行箇所において札幌市又は北海道若しくは国の補助事業や交付金事業の交付を受けて除伐、保育間伐、間伐又は更新伐等を実施していないこと</p>	<p>○ 森林所有者</p> <p>○ 森林所有者から間伐の委託を受けた者</p> <p>○ 札幌市が経営管理実施権を設定した者</p>	間伐に係る費用	<p>市が積算する標準費用に対し、以下の(ア)又は(イ)の補助率を掛けた金額</p> <p>(ア) 森林経営計画、経営管理実施権配分計画に基づく場合:68%</p> <p>(イ) (ア)に該当しない場合:36%</p>

別表1

補助対象事業	事業内容・条件	申請者	補助対象額	補助金額の算定方法
(3) 森林作業道整備	<p>ア 札幌市内の森林において、札幌市又は北海道若しくは国の補助金の交付を受けて実施する間伐と一体的に実施する森林作業道整備。 ただし、北海道又は国の補助金の交付を受けて実施する間伐と一体的に実施する森林作業道整備の場合は、北海道又は国の補助金により森林作業道整備が行えない場合に限る。 なお、間伐の実施より先行して森林作業道整備を行う場合は、以下の(ア)又は(イ)の期間に間伐するものとする。</p> <p>(ア) 森林経営計画等に基づいて実施する場合は、当該計画期間中に間伐を実施する。</p> <p>(イ) 森林経営計画等に基づかない場合は、森林作業道整備の翌年度から起算して2年以内に間伐を開始する。</p> <p>イ 補助事業又は交付金事業により開設した森林作業道の改良(補修を含む)を行う場合は、開設後5年以上経過したものとする。ただし、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を改良として行う場合は、この限りではない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有者 ○ 森林所有者から森林作業道整備の委託を受けた者 ○ 札幌市が経営管理実施権を設定した者 	森林作業道整備に係る費用	<p>市が積算する標準費用に対し、以下の(ア)又は(イ)の補助率を掛けた金額。</p> <p>(ア) 森林経営計画、経営管理実施権配分計画に基づく場合:68%</p> <p>(イ) (ア)に該当しない場合:36%</p>
(4) 林業機械レンタル	ア 札幌市内の森林において、札幌市又は北海道若しくは国の補助金の交付を受けて実施する間伐又は森林作業道整備に使用する林業機械のレンタル。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有者 ○ 森林所有者から間伐又は森林作業道整備の委託を受けた者 ○ 札幌市が経営管理実施権を設定した者 	林業機械のレンタルに係る費用。ただし、消費税及び修繕費や補償料等を除く	林業機械のレンタルに要した実費額の50%